



저작자표시-비영리-변경금지 2.0 대한민국

이용자는 아래의 조건을 따르는 경우에 한하여 자유롭게

- 이 저작물을 복제, 배포, 전송, 전시, 공연 및 방송할 수 있습니다.

다음과 같은 조건을 따라야 합니다:



저작자표시. 귀하는 원저작자를 표시하여야 합니다.



비영리. 귀하는 이 저작물을 영리 목적으로 이용할 수 없습니다.



변경금지. 귀하는 이 저작물을 개작, 변형 또는 가공할 수 없습니다.

- 귀하는, 이 저작물의 재이용이나 배포의 경우, 이 저작물에 적용된 이용허락조건을 명확하게 나타내어야 합니다.
- 저작권자로부터 별도의 허가를 받으면 이러한 조건들은 적용되지 않습니다.

저작권법에 따른 이용자의 권리는 위의 내용에 의하여 영향을 받지 않습니다.

이것은 [이용허락규약\(Legal Code\)](#)을 이해하기 쉽게 요약한 것입니다.

[Disclaimer](#)

碩士學位論文

# 예민해도 괜찮아

-불쾌한 터치와 막말에 분노하는 당신을 위한 따뜻한 직설-

神経質でも大丈夫

-不快なタッチと無神経な言葉に憤慨するあなたへの温かくも率直な助言-

翻譯論文

濟州大學校 通譯翻譯大學院

韓日科

木村 聡子

2017年 12月

예민해도 괜찮아

-불쾌한 터치와 막말에 분노하는 당신을 위한 따뜻한 직설-

(神経質でも大丈夫-不快なタッチと無神経な言葉に憤慨するあなたへの温かくも率直な助言-  
翻訳論文)

指導教授 坂野 慎治

木村 聡子

이 論文을 通譯翻譯學 碩士學位 論文으로 提出함

2017 年 12月

木村聡子の 通譯翻譯學 碩士學位 論文을 認准함

審査委員長 \_\_\_\_\_ (인)

委 員 \_\_\_\_\_ (인)

委 員 \_\_\_\_\_ (인)

濟州大學校 通譯翻譯大學院

2017年 12月

## [역자 서문]

현재 일본에서 아베 정권이 추진 중인 아베노믹스의 3번째 화살 '성장 전략'의 하나로 '여성이 빛나는 일본'이라는 슬로건 아래 여성의 사회진출을 핵심과제로 내세우고 있다. 그러나 일본사회는 아직도 남성 중심이며 조직 내에서 상대적 약자가 되기 쉬운 여성들이 성희롱 피해를 입는 사건이 끊이지 않고 있다. 일본 후생노동성이 2016년에 성희롱 실태조사를 실시한 결과 일하는 여성 중 30%가 성희롱을 당한 적이 있으며 그 중 절반 이상이 피해를 호소하지 않고 그냥 포기했다는 사실이 밝혀졌다 (일본경제신문 2016년3월5일).

한국에서도 2015년에 한국여성가족부가 실시한 성희롱 실태조사 결과에 따르면 일하는 여성의 9.6%가 성희롱을 당한 적이 있으나 그 피해를 참았다고 대답한 피해자가 78.4%에 달한 반면 사내 조직이나 외부기관을 통해 처리했다고 대답한 피해자는 1% 이하였다 (중앙일보 2016년4월6일).

이러한 상황인 양국에서 남녀기회평등과 여성의 활약을 실현하기 위해 성희롱 문제는 앞으로 풀어야 할 사회적 과제라 할 수 있다. 또는 최근에 화제가 된 일본의 여성 국회의원 및 한국의 여성 총영사의 힘희롱(갑질) 등 성희롱을 포함한 힘희롱 문제는 피해자가 여성이고 가해자가 남성이라는 지금까지와 다른 다양하고 심각한 형태를 보이고 있다.

본서 『예민해도 괜찮아』의 저자는 그러한 성희롱 피해자이며 그 사건을 극복하고 성희롱과 힘희롱 피해자들을 지원하게 된 변호사다. 변호사인 저자가 가진 전문적인 지식과 정보를 실제로 일어난 사례를 제시하면서 어려운 법률용어 대신 이해하기 쉬운 말로 설명하고 있다. 또한 사회 문제나 남녀 간의 가치관의 차이 등에 초점을 두고 있기 때문에 앞으로 사회에 나갈 젊은 사람들에게도 읽기 쉬울 것이다.

본서를 통해 아직 인식이 부족한 성희롱과 힘희롱에 대해 많은 사람들이 알게 되고 생각해 보는 기회가 되기를 바란다. 또한 한 면이라도 많은 피해자가 자신이 납득할 수 있는 '선택'을 찾는 계기가 되기를 기대해 본다.

## [국문초록]

이 번역논문의 원서인 『예민해도 괜찮아』(2016, 북스 코프)는 PROLOGUE과 EPILOGUE 그리고 4개의 PART로 나누어진 21장 (원서는 TALK)의 본문으로 구성되어 있다. 그 중에서 이번 논문에서는 PROLOGUE과 6개의 장을 번역했다.

먼저 PROLOGUE에서 저자인 이은희 변호사가 지금까지 자신이 해온 ‘선택’에 대해 언급함과 동시에 자신이 대학 졸업 후 삼성에 취직했지만 성희롱 피해를 당해 이에 대해 회사와 법적인 다툼을 벌인 후 로스쿨에 진학하여 변호사가 되기까지의 경위를 서술하고 있다.

다음 ‘성희롱 따위, 인생에서 없으면 좋겠지만’라는 제목을 가진 PART I 부분에서는 변호사가 된 저자가 실제로 담당한 성범죄 사건 등을 바탕으로 성희롱이나 성폭력 등 성범죄 피해를 입었을 때 취해야 할 대처법에 대해 설명하고 있다. 구체적으로는 피해자가 피해 직후에 취해야 할 행동, 상담할 만한 전문가들, 이를 극복하기 위해 필요한 마음가짐 등이 적혀 있다.

그리고 ‘여성들을 오락가락하게 하는 것들’이라는 제목을 가진 PART II 부분은 성희롱 개념의 애매함과 사람들의 인식 부족으로 인해 실생활 속에서도 일어날 법한 다양한 성희롱 문제에 대해 그것이 남의 일이 아니라 우리의 일상생활 속에서 누구에게도 일어날 수 있다고 경고하고 있다.

저자는 이 책을 통해 자신이 변호사로서 담당한 사건과 자신이 경험한 사건을 소개하면서 그 사건이 어떤 경과를 거쳤는지 그리고 그것에서 배워야 할 점은 무엇인지를 서술하고 있다.

## 목 차

역자서문

국문초록

【PROLOGUE】 神経質すぎるって? ..... 4

### PART I 섹ハラなんて起こらなければいいけれど

TALK 1 忘れたい記憶でも消してしまってもいけない ..... 11

TALK 2 一人で悩まずにあなたの味方を見つけよう ..... 17

TALK 3 被害者は自分を責める必要はない ..... 22

TALK 4 正面突破を決めたなら、真っ直ぐ前を向いて進むのだ ..... 30

### PART II 女性たちを悩ませること

TALK 5 섹ハラのような섹ハラでないような不快なタッチ ..... 34

TALK 6 既婚의上司があなたを愛してると言ったら ..... 40

참고문헌 ..... 45

일본어초록 ..... 46

## 【PROLOGUE】

### 神経質すぎるって？

司法試験に合格し、司法修習が終わってすぐに「イ・ウニ法律事務所」を開業した。開業してからも、そのことが世間に知れ渡るまでには数カ月が掛かった。それでも、その数カ月の間にすでに私が弁護士になったことを知り、訪ねてきた依頼人もいた。その多くは、私がロースクール生であった時に、まだ弁護士でもない私に職場内でのセクハラについて相談してくれた人たちだった。

彼らは私の事務所を訪れ、今からでも加害者と会社を相手に民事訴訟で争えないかと相談した。彼らの一部は訴訟を決意し、また一部は訴訟を諦めた。ありがたいことに、彼らの多くは、その決定に関係なく、私の今までの歩みに関心を示し現在の姿を称賛してくれた。中には羨ましいと言う人もいた。争いを諦めたり争いを決意した彼らにとって、私は最善の選択をし、満足できる結果を手に入れた先駆者(?)のように見えたようだ。

### いつも最善の選択をしてきたわけではない

私は学力試験<sup>1)</sup>を受けた最後の世代だ。担任の先生は、どの学科でもいいから、とにかくソウル大学に願書を出すようにと言ったが、私は私立の他の大学を志望した。政治外交学科に行きたかったが、残念なことに、先生が勧める大学の私が行きたい学部を受験するには成績が足りなかった。学校の先生をはじめとする大人たちは皆、学部は重要でないと言った。19才の私に向かって、韓国では出身大学が重要であって学部は重要でないと言った。けれど、私はそもそも楽な人生を歩むような性格ではなかったようだ。物事の在り方や道理を説いた大人たちが、志望校の選択については全く違うことを言うことが気にくわなかった。

私は頑固な性格ではあったが、実は気の小さい学生だった。実際、学力試験の前日には

---

1) 1982年度から1993年度まで韓国で行われた全国統一大学入学試験、日本のセンター試験に該当。  
(訳者注)

緊張してほとんど眠れなかった。そのため試験はうまくいくはずもなく、学力試験に失敗し第1志望の大学に落ちてしまった。すると、どこで知ったのか、J予備校をはじめとする有名予備校から連絡がきた。1年間奨学金をあげるから入校してくれと言われた。けれど私は、浪人ではなく後期日程での受験を選択した。

数学と化学はそれなりに得意だったが、国語と英語に関しては才能も興味も無かったので、外国語学科を志望することは考えてもみなかった。けれど、最後の学力試験が行われたその年、後期日程の大学の選択肢は多くなかった。私は何を思ったのか、今まで考えてもみなかった大学と学科を受験し合格した。20才の私は、自分が何を勉強したいのか分からなかった。私の目には、浪人生もしくは大学生という選択肢しか見えていなかった。大学生になりたいのかはよく分からなかったが、浪人生にはなりたくなかった。そして20才の私は、大学生になるという初めての選択をした。その選択によって、私は1993年、韓国外国語大学ポルトガル語学科のイ・ウニとなった。

その後、卒業するまで毎日、大小さまざまな選択の連続だった。けれど、実際に何になりたいとか、どんな会社に入りたいとか考えたことはなかった。大学4年生になった1997年には、アジア通貨危機の影響により就職難が予想された。就活中の学生はもちろん、その親や周りの人たちまでもが皆、弱気になり、志望する会社のレベルを下げた。少しでも楽に入れそうな中小企業に志望者が集まった。そんな中、私はなぜかその流れには乗らず、年末になってようやくサムスの入社試験を受けた。そして信じられないことに合格した。目的ははっきりしていなかったが、サムス入社もまた私がした多くの選択のうちのひとつだった。

選択と呼ぶにふさわしい選択をしなくてはならない状況が、社会に出てから何度か訪れた。気の小さかった20才の学生は、大学を卒業する頃には妙に大胆な準社会人になっていた。狭き門を何とかこじ開けて大企業サムスの社員になったのだから、長い物には巻かれて大人しくしていればよかったものの、実際はそうはいかなかった。

入社して1年も経たないうちに自動車部門でビックディーler<sup>2)</sup>があり、会社はストに突入した。労組のない経営で有名な会社のストの中心で、私は赤いはちまきをして文化宣伝隊<sup>3)</sup>として活

---

2) 基幹産業の過剰設備・重複投資を解消し、効率化を図るために企業間で行われる事業の再編成。これにより、アジア通貨危機の起きた1998年にサムスグループの自動車部門は大宇グループに売却された。

(訳者注)

3) ストの中心となり、ストを宣伝・先導する役割を担う集団。(訳者注)



動した。入社して間もないうちに、いわゆる問題社員への道を選択してしまったのだ。実は、特に深い考えや信念があってストに参加したわけでもなかった。ストが緊迫し、職場では経験豊富な先輩たちすら初めてのストに右往左往していた。皆、自分のできることから手伝わなければいけない状況だった。ちょうど私は民衆歌謡<sup>4)</sup>を知っていて、大学生の時に文化宣伝隊をした経験が少しあった。そこでストに参加することになり、その後、図らずも「赤い烙印」を押された新入社員となってしまったのだ。けれど、例えそのような悪影響があると事前に分かっていたとしても他の道を選択したとは思えないので、これも私が自らした選択には間違いないようだ。

その後も私は「大人しい女」では居られなかった。妙に大胆な新入社員だった私は、さらに、なかなか派手な入門過程を経て、言いたいことを言い、気になることは全て指摘しないと気のすまない率直な大人になった。会社では、特に当時のサムスンでは、多くの女性社員は男性中心の組織の中で、ただ言われたことに従い、大人しく目立たない存在だった。そのような中で「なぜ？」を連発し、他の社員たちが申請しない生理休暇を申請した。また、女性社員なんだから大人しくしていると言われると「何ですって？」と口答えし、不合理な扱いを受ければ、その理由を問いただした。そして、私は「うるさい女」の称号を得ることになった。実際は大してうるさくもできなかったのだ。

そして、ちょうどその頃、その後の人生を歩むきっかけとなるとも大きな選択をすることになった。部署長の職場内セクハラを調査し処罰するよう会社に要求したのだ。もっとひどい目にあっている他の女性社員たちも黙っていたのに、大して触られなかったラッキーな(?)私だ。そのことで私は色々な不利益を被った。当時、会社に大人しく通えない自分をほんの少しの間、責めたりもした。けれど、私は不当な扱いの根源を相手に戦うことを選択した。

このような選択をした後、死に物狂いで努力した。その期間は4年に渡り、私は学校や会社で学び身に付けた能力を最大限に発揮して、自ら法務部・広報部・業務部となった。会社に通いながら法的争いを続け、マスコミに送る報道資料を自ら作成し、必要に応じて私の実名や姿を公開してインタビューに応じたりもした。それまで生きてきた中で一番多くの人と交流しアドバイスをもらった。力の差を克服し自分を守るためブログも始め、テレビなどの各種討論番組に一般人パネリストなどとして参加した。

幸いなことに各種法的争いで勝ち、私の選択に問題があったのではなく私にそのような選択

---

4) 民衆が共に楽しんで歌えるように作詞・作曲された歌。特にストなど、民衆の団結が必要な際に多く用いられた。(訳者注)

をさせた仕組みに問題があったということを公の場で思い切り話す機会を得ることができた。その後ロースクール進学を選択し、進学と同時に、それまでの記録を記した『サムスンを生きる』を執筆した。そして、しばらくの間全てを忘れ勉強にだけ集中した。そして弁護士となり、そのことが少しずつ知れ渡った。おかげで新米弁護士にしては多くの依頼人が私のもとを訪れることとなった。

## 選択よりも重要なのはその後

カフェで友達と話をしたとき、私は今、本当に幸せだと話した。その言葉を聞いて友達は、それはあなたが最善の選択をすることができる人間で、今の幸せはその結果なのだと褒めてくれた。けれど私はそうではないと思う。成人してから今までを振り返ってみると、そこには大小様々な選択が存在した。私がした選択は本当に全て最善だったのか。過ぎた日々を振り返って今幸せだと感じ、そして自らなかなか悪くない人生だと満足できるのは、全ての瞬間において最善の選択をしてきたからではない。選択した後の結果が悪くなかったからだ。

選択そのものよりも選択するまでの過程とその後が重要だ。私は同じ年頃の友達と比べて特に賢明であるとは言えない平凡な人間だ。けれど、選択をすべき時にはいつも自分を振り返り、自分にとって何が重要なのか真摯に自問した。そして、その質問の最も正直な答えを探そうと努力した。そして私が望むものを選択したため、その結果も素直に受け入れることができた。そのような苦悩と努力の時間が、漠然とした選択を光り輝く結果へと結びつけてくれたのだ。

生きてると全く準備も想像もできなかったような出来事に出くわすことがある。大きな出来事であれ小さな出来事であれ、今そこで選択を迫られている人々に私は言ってあげたい。実際に重視すべきことは、何が最善であるかを見極めることではないと。自分が望むことは何なのか自分の心を真っ直ぐに見つめ、そして下した選択が最善になるよう努力することであると。

## 幸せに生き残り弁護士になるまで

性暴力の被害や性差別に遭い、そのことについて問題提起した後でも無事に(?)社会生活を送っている被害者たちを、女性たちの間では「サバイバー」と呼ぶ。そのような観点からすると、私は性暴力についてのカミングアウトと戦いを終え、それなりに余裕をもって生きているサバイバーに見えるかもしれない。しかし、サバイバーになるための最善の方法が何なのか、またサバイバーとなるためにカミングアウトし法的に争うことが必要であるかは、また別の問題だ。いや、より正確に言うと、どうやってサバイバーとなるのかよりも、生き残るということ自体が自分にとって本当に幸せなことなのかが重要だ。

私が大学を卒業した頃は、会社内の種族(?)は、社員・女性社員・大卒女性社員に分けられるという冗談があったほど、大卒の女性社員は少なく珍しい存在だった。私もまた、入社した年にサムスン自動車部品に配属された20人の大卒・大学院卒の同期の中で唯一の女性社員であり、100人近い営業部の社員の中で唯一、庶務担当でない女性社員だった。

専攻がポルトガル語であったため、南米地域について全般的に受け持つ担当者となった。その地域を担当するには独りで何役もこなして働かなければならず、そこでは従順でない私の性格が肯定的に働いた。従順でないことと社交性がないことはまた別の問題であって、私には国内外のパートナーたちや同僚たちと広く交流する才能があった。戦略を立てて下準備をし、人々に指示を出し、目的を達成していく仕事が好きだった。真冬のソウルを離れ、サンパウロの灼熱の太陽と南半球の降るような星を楽しんだ。このような性格のおかげでそれなりの業績を挙げ、さらに珍しさが与えるプレミアム感とも相まって、社内でも指折りの「営業」となった。

それなりに優秀な海外営業担当だった私が突然、会社との戦いを選択するのは簡単なことではなかった。けれど、選択した当初、予想していたかどうかにかかわらず、その後、私に訪れた状況を打開していく過程で私は誓った。自らが選択した戦いなのだから、私がこのことで不幸になってはいけない。不幸にならないためには勝つしかないのだと。そして私は勝つために最善を尽くした。

人生において良くないことが起こると、人は自分を責めがちだ。職場内のセクハラをはじめとする性暴力のように自尊心を傷付ける場合は特にそうだ。しかし少し客観的に見ると、このような出来事は人生で起こりうる多くの被害の内の一つに過ぎない。ただ社会の偏見や固定観念が被害者の自責の念をあおることが問題だ。そこで私は、自分が望むことを自分のために実

現しようと努力した。そしてその過程で、自分が得意なこと、そして好きなことが何なのか知ることになった。

例えば、交通事故のように予想していたか否かに関わらず起こる良くない出来事が事故であるなら、事件とは記憶に残り続けるに値する意味のあるエピソードだ。事故により傷は残るが、事件はそれなりに探求心を刺激し教訓を残す。私は自分に起こった事故が私の人生において事件となることを望んだ。そのため、私の選択が私の人生の空白ではなく経験や経歴となることを望んだ。また、それを通して、私のためにもなり他人のためにもなる次のステージに進むことを望んだ。そうしなければ幸せになれない気がしていた。長い戦いの間、私が幸せになるにはどうすればいいか悩んだ結果、ロースクールへの進学を決めた。

大学で法学を専攻しなかった、いわゆる「非法学専攻者」の法学の勉強が簡単であるはずもなく、36歳という年齢での学生生活はいつも楽しいことばかりではなかった。現実にはドラマのように行かないのだ。それでも、ロースクール合格の知らせ、入学したての頃のキャンパス、勉強を始めて感じた喜び、長い休みが訪れるたびに感じた安堵感、何かを少しずつ学んでいく日々の中で大きくなっていった社会に対する渴望…私は時には幸せを感じていた。そして司法試験を受けて社会に復帰し、人々は私をサバイバーと呼んだが、私はただ少しだけ幸せになっただけだ。私は何と呼ばれようとかまわなかった。

弁護士事務所を開業して1年しか経っていないが、今まで職場内のセクハラ事件を含めた直接・間接的な性暴力関連の事件やパワハラ事件の訴訟を何度か担当した。この1年の間、私の事務所の風景の中で1つ変わったところがある。相談室の机には常にティッシュペーパーが置かれ、事務所は多くの花と観葉植物で溢れるようになった。事務所を訪れ涙を流す依頼人が多いことがその理由であり、またストレスの多い依頼人だけでなく弁護士である私自身にもささやかな癒しが必要だったからだ。

つらい話を聞いて、そのことについて何度も考え整理して書面を作成し、長い間、捜査機関や法廷で争うことは思いのほか精神的に疲れる仕事だった。たまに私がそのような愚痴をこぼすと知人たちは、では前よりも幸せじゃないのかと聞いたりもした。そうではなかった。時には依頼人と共に感じる悲しみや怒り、そして解決すべき問題の複雑さに押しつぶされそうになったり心細くなったりもする。けれど、それよりもやりがいや達成感の方がはるかに大きい。

この本にもそのような内容が書かれている。心細く困難であるが諦めるわけにはいかない戦いであるため、勇気を出して戦えるよう、共に笑い涙を流してくれる人がいるということを知らせた

かった。

## PART I   섹ハラなんて起こらなければいいけれど

### TALK 1

#### 忘れたい記憶でも消してしまってもいけない

飲み会の後、泥酔状態で職場の上司に準強姦にあった被害者がいた。強姦は暴行または脅迫により被害者の意思に反し姦淫することを意味し、準強姦は泥酔や薬物服用などにより抵抗力を失った被害者を姦淫することを意味する。事件が起きた後、被害者はパニックに陥り、長い間思い悩んだ。

被害者は家庭の事情で社会人生活を送った後に大学生となった。その分、他の学生たちよりも懸命に勉強した。その結果、就職難と若者の失業は当たり前前の社会環境を克服し就職にも成功した。苦労して入った組織であるからこそ、その中でうまくやっていきたいと思うのは当然のことだった。被害者は一生懸命働き、飲み会など仕事後の付き合いにも積極的に参加しようと努力した。そのような中で事件は起きた。

翌日、目覚めた時には自分の部屋で一人で寝ていたが、準強姦にあったという形跡ははっきりと残っていた。昨夜自分を家まで送ってきた部署長の顔がぼんやりと思い浮かんだ。被害者は前日の記憶があいまいであったので、その部署長に無くなった所持品の所在を問うメールを送った。すると部署長は馴れ馴れしい雰囲気のある返事を送り返してきた。そして、その文末には「昨日のことは無かったことに…」と書かれていた。

加害者がはっきりしたものの被害者にできることは何も無かった。被害者には結婚を約束した恋人がおり、平穩に通いたい職場があった。被害者の立場では正しい選択であるかということよりも、最も波風が立たない選択であるかが重要だった。被害者は目の前が真っ暗になるほど絶望したが、一旦、このことは無かったことにしようと決めた。そして、そのようなそぶりは少しも見せずに出勤した。その日も、その次の日も、またその次の日も。

自分だけが目をつぶれば無かったことにできると考えたが、現実はその単純ではなかった。加害者が被害者に退社後や休日に何をするのか執拗に尋ねてくるようになったのだ。被害者が無かったことにした準強姦事件をそれとなく他人にほのめかすような発言をすることもあった。

被害者が真剣にやめるよう頼んでも、加害者は身勝手に振舞った。あげくの果てには、飲み会の席で周りの人たちが見ていない隙に度を越したスキンシップをしてくるようになった。

加害者のふてぶてしい言動に我慢できなくなったとき、被害者は告訴・告発を決心した。

### 時間の経過と共に証拠も薄れていく

職場内のセクハラを含めた各種性暴力事件のように権力関係に基づくパワハラ被害事件を扱っていると、このような事件以外にも「業務上の権力関係による強姦または強制わいせつ」事件に多く接する。相談過程で被害者の多くが涙を流し、そのうちの多くが慟哭に近いほどの声を上げて泣く。そのため私は相談室の机に置いたティッシュペーパーは常に十分に準備しておくし、泣いた後、化粧を直せるよう鏡も置いている。弱者の立場にある被害者たちの多くは、最初は被害事実には沈黙し、これ以上どうしようもない状況になってから専門家に助けを求める。そのため、彼女たちが弁護士を訪ねてくるときに感じる苦痛は、最初に被害を受けた時よりもはるかに増幅している。

弁護士の仕事を始めたころには、被害者たちが思い切り泣いて帰って行った後、事務所に残されたやるせなさを一人で乗り越えることが難しかった。被害者たちを守り、その前に立って戦わなくてはならない弁護士が仕事を成功させるためには、客観的な視点を維持すること以外にも必要なことがある。それは被害者と同じくらいの感情的な負担となるストレスを調節することだ。私自身が職場でセクハラ被害に遭い、その二次被害も経験し困難な法的争いを経たことは、被害者の目線に立って事件とその痛みを理解すること以外にも役立った。弁護士として争いを有利に進めていくために戦略を練り冷静さを保つのに役立ったのだ。

組織内の権力関係と結び付いた性的暴行事件の場合、被害者たちの多くはすぐに届け出ることができずに悩む。そうして時間が立つほどに被害者は次第に不利になっていく。例えどなに弁護士が被害者を理解し戦略を練ったとしても、そして在りえないほどに運良く話の分かる捜査官にあたったとしても、事件直後に対処するほどにはうまくいかない。

性的暴行が届け出や告訴により認知されると、まず捜査機関が被害者を呼んで被害事実についての陳述を記録する。この過程でたびたび登場する質問がこれだ。「なぜすぐに届け出なかったのですか」。捜査官が習慣的に被害者に対する先入観からする質問ではない。



通常、検察官が起訴する段階や裁判の過程で争点となるために質問するのだ（検察官が事件を起訴することによって刑事裁判が開かれる）。加害者側が、被害者が被害届をすぐに出さなかったという点を強制性が無かったという主張の証拠とすることは珍しくない。

すぐに被害届を出さなかったからといって犯罪が成立しないわけではないが、被害者中心主義をとるとしても、結局、犯罪事実が被害者が証明しなければならない。しかし、犯罪の届け出や告訴が事件の発生から時間が経ってなされると、加害者が自白しない限り、証拠は消えてしまうか、あいまいなものになってしまう。つまり被害者に不利になるのだ。すぐに届け出なかった理由を尋ねる捜査官も内心はそのことを残念に思っている可能性が高い。被害者のそばで見守る弁護士の心情は言うまでもない。

この事件でも当時、被害現場には加害者の体液が付いたティッシュペーパーが残っていたと言う。記憶は定かではなかったが、被害者はその男に関連する一切のものを消し去りたかったのだろう。被害者はティッシュペーパーをゴミ箱に捨て、その後ゴミを出し、部屋の中をきれいに片付け出社した。職場でも必死に何事もなかったように加害者に接した。そのため、加害者が認めない限り、または強制わいせつ行為を目撃していた誰かがそれを陳述しない限り、被害を疎明する方法は無かった。

### 万一のために備えて知っておくべきこと

性暴力の範疇には、狭義には強姦や強制わいせつなどの身体的性暴力行為があるが、言葉によるセクハラのような広い意味でのセクハラ的行為も含まれる。たいてい、強姦や強制わいせつのような性的暴行はより大きな被害をもたらすが、当事者の状況や程度によっては、言葉によるセクハラのような行為によって受ける被害も決して小さくはない。しかし残念なことに、性暴力に関する刑事罰の対象は強姦や強制わいせつのような行為に限られている。

刑事罰の対象となる性的暴行については、直ちに届け出て、犯行現場を保存することが望ましい。刑事罰の対象とはならないが、職場内でセクハラが起きた場合でも、直ちに不愉快であるという意思表示をし謝罪を要求すべきだ。当事者とのやりとりによって解決できない場合には、まずは会社から順に問題提起をしていくことが重要である。

しかし、このような選択は誰にとっても容易なことではない。慌てて動揺するほど、そして心の



中の葛藤が激しいほど、時間はあっという間に過ぎていく。ショックを受けると合理的な判断や賢明な選択をすることは難しい。直ちに届け出することもできずに時間がたってから告訴を決心した被害者たちが、どこか抜けていて、このように一步遅れて行動するのではないのだ。

直ちに届け出なかったからといって必ずしも証拠収集が不可能となったり、犯罪被害が疎明されないわけではない。このような被害に遭わないのが一番だが、万が一の場合に誰もが備えなければならない。今まで被害者の弁護人として事件を担当し感じたことを中心に、いくつか助言をまとめてみた。

まず事件が発生したら直ちに警察署の女性青少年課やワンストップ支援センター<sup>5)</sup>に届け出ることが望ましい。このこと自体が被害事実の有力な状況証拠となる場合が多いからだ。自宅や職場の近くにある管轄警察署に届け出ることには抵抗があるなら他の管轄警察署の女性青少年課でもかまわない。他の犯罪とは異なり性暴力事件については、管轄が異なっても加害者が特に異議を述べない限り、被害者が被害の届け出や告訴をした警察署の女性青少年課で捜査することになる。

余談ではあるが、被害者の多くは被害事実の届け出が記録として残り、それが後に公になることを恐れる。しかし、マスコミによって事件が報道されるなどの例外的な場合を除けば、実際には捜査機関から被害届に関連する個人情報が出しそれが公になることはほとんど無い。

強姦事件の場合には、犯罪構成要件が成立しても（既遂）、成立しなくても（未遂）、そして届け出をしてもできなくても、急いで産婦人科の診断書と整形外科の傷害診断書を発行してもらう必要がある。このとき、恥ずかしいからといって病院で細菌検査のような曖昧な感染症の検査をする場合がある。誰かに病院での検診記録が知られることを恐れてそうするのだ。しかし個人の病院での検診記録は捜査機関でも裁判所の令状が無くては照会することができない。つまり警察に告訴したという事実よりも他人に知られる確率は極めて低い。

以前、あるドラマで産婦人科の医師が自分の患者について初産でないとその夫に暴露し夫婦の仲が破たんするという場面があったが、これはあくまでドラマでの話に過ぎない。無駄な心配はせずに医師に性的暴行の被害者であることを告げ適切な検査を受け、関連する診断書

---

5) 韓国・警察庁が運営する性暴力・家庭内暴力・校内暴力などの被害者のための施設。全国に設置され、多くの場合は病院に併設されている。センターでは、被害者に法律相談・医療支援サービスなどを提供している。

を手に入れる必要がある。そうでなければ、事件当時に検査を受け診断書を出してもらったとしても、性的暴行や有形力の行使に抵抗したことが立証されない場合には、それは役に立たない可能性があるからだ。

一方、犯罪現場に加害者のDNAが付いたティッシュペーパーなどの証拠物がある場合、できるだけ48時間以内に警察に提出しなくてはならない。そして、ビニール袋はDNAの汚染率が高いため、証拠物はビニール袋ではなく紙袋に入れて保管した方がよい。

事件後、加害者とあいまいな内容のSMSやコミュニケーションアプリを使ったやりとりは禁物だ。加害者に加害事実を具体的に認めさせ謝罪を受ける内容でない場合には逆に相手に利用されやすいからだ。

### 専門家はこのようなときに必要

しかし何よりも重要なことは、このような耐え難い状況を打開してくれる信頼できる専門家を早く見つけて必要な助言を求め、適切な方法を探し精神的安定を得ることだ。警察官でも、女性団体相談所の活動家でも、性的暴行事件を専門的に扱う弁護士でもかまわない。前で述べたことは一切思い出せなかったとしても、できるだけ早くこのような専門家を訪ね相談することだけはしなくてはならない。彼らは被害者の立場に立って、適切な選択ができるよう情報を提供してくれるため、必要な準備をすることができる。

被害者が刑事であれ民事であれ法的措置をとると決意し、それを実行に移せば、加害者は被害者の何倍も慌てる。そのため、被害者よりも格段に多くの情報を集め多くの費用を費やして加害者専門の弁護士に助けを求める。悪質な加害者を懲らしめて賠償を得ようとするほど、被害者がより迅速に、そして労を惜しまず専門家に助けを求めるべき理由がここにある。

前述の事件の被害者は、告訴直前に加害者の犯行について問いただし謝罪を要求した。そして加害者がこれに応じる過程を録音していた。加害者がその後も強制わいせつ行為を続けたため目撃者がおり、何人かの同僚が証言してくれた。被害者の立場からすると、とても運のいいケースだった。被害者は勇気を出して韓国性暴力相談所の相談員の助言を求め、その過程で私と会うことになった。そのため、証拠を収集し使える録取を得るため共に努力し、その結果、時間が経っていたにもかかわらず疎明が可能であった。

けれど覚えておいてほしい。もっとも重要なことは、できるだけ早く被害を届け出ることであり、それができなくても届け出に準ずる対応として証拠資料を確保しなくてはならない。専門家の助けが活かされるのも、証拠資料が確保されていてこそなのだ。そうすれば、捜査官や裁判官、弁護士などの心証形成のために費やす努力の相当部分を省略し、悪い奴を懲らしめることに集中できる。

生きてると全く準備も想像もできなかったような出来事に出くわすことがある。大きな出来事であれ小さな出来事であれ、今そこで選択を迫られている人々に、私は言ってあげたい。実際に重視すべきことは、何が最善であるかを見極めることではないと。自分が望むことは何なのか自分の心を真っ直ぐに見つめ、そして下した選択が最善になるよう努力することであると。

## TALK 2

### 独りで悩まずにあなたの味方を見つけよう

ある女子大学生がいた。ある日、指導教授と共同で研究をしていた外部研究者から強姦の被害に遭った。被害を受けた学生は加害者が教授と親しい人物であったため、被害の届け出はもちろん、まともに抗議することすらできないまま何日かを過ごした。悩んだ末、その学生は事実を教授に知らせた。しかし教授の反応は冷ややかで、このことがさらに被害者を傷つけた。

悩み苦しんだ学生は学校にもその事実を知らせた。教授は学生にはもちろんのこと、その後、学内で開かれた緊急対策会議でも、合意の上でのことだったようだ、その学生に問題があるかのように述べた。しかし、教授がそう考えるに値するような理由や証拠があったわけではなかった。まだ正教授<sup>6)</sup>でなかった彼は、当時、正教授への昇任をひかえていた。これはあくまで私の想像でしかないが、もしかすると自分の昇任に悪い影響が及ぶことを恐れてそのようにしたのではないか。

その学生は指導教授に被害事実を告げたのち、知人に紹介された弁護士を通して強姦被害について告訴した。しかし学生であった彼女にとっては高額の手金を支払ったにもかかわらず、弁護士と話すことは簡単ではなかったと言う。告訴状が受け付けられた後は特に連絡をとることもなく、弁護士側からも学生に対して特に連絡は無かった。ただ捜査機関からの連絡を待っている状態だった。

彼女をより傷付けたのは、強姦の被害よりも、信頼して相談した指導教授の冷たい反応と「合意の上での…」などという2次的な加害行為であった。彼女が受けた被害は、指導教授の発言によって、対策会議に参加した多くの教授にとって学校が率先して保護すべき性的暴行事件ではなく、単なる興味深いゴシップネタとなった。学校に被害を知らせた後、彼女は自分の周りの雰囲気になぜか居心地の悪いものへと変わるのを感じた。そのようなとき、対策会議に参加した女性教授が彼女にそれとなく尋ねた。「もしかして指導教授とも寝たの?」。彼女を不憫に思った女性教授は、対策会議でのことを話した。その時になってようやく、彼女は学校で感じた居心地悪さのわけを知った。それでもこんな形で事実を知らなければ、指導

---

6) 韓国では、教授は、助教授、準教授、正教授の順で昇進する。(訳者注)

教授の悪行を知らないまま事件はうやむやになり、学校とは関係のないゴシップとして埋もれてしまふところだった。

被害に遭ってから、何とか勇気を出して声を上げたものの、まるで暗闇の中に閉じ込められたような現状に彼女は絶望していった。そのようなとき誰かのアドバイスを受け、彼女は私を訪ねてきた。初めて私の事務所で会ったとき彼女は泣かなかった。その代わり、私までも警戒するような彼女の冷たい目は、向かい合ったテーブルの物理的な距離よりも遠く感じさせた。話を聞くと、それは当然のことだった。大した助けを得ることはできなかったとしても、必要な助言や慰めを得られると思っていたのに、実際はそうではなかった。被害に遭ったことだけでも耐えがたい苦痛を受けただろうに、信頼して助けを求めた「大人たち」に余りにも酷く傷つけられていた。

こんな風に言うのもなんだが、被害者が見せた告訴状は、かなり高額の手続き金を支払った対価としては不十分なものであった。他のことはさておき、被害者が受けた犯罪被害が強姦なのか準強姦なのかあいまいで加害者側の反論の余地を多く残すものであった。

告訴状と共に提出された録音記録にも問題があった。それは告訴を決意した学生が事実関係を確認するため加害者と交わした電話の通話内容の記録であった。内容を見ると、加害者が強姦ではなく合意の上での性関係であったことを三流ポルノ映画の一場面を描写するかのように巧妙に、そして具体的に反論していた。

告訴を担当した弁護士は彼女にその録音記録は十分な証拠となり、加害者は起訴されるだろうと言ったそうだが、私の考えは違った。彼女は被害直後に被害について届け出ず、日にちが経過したことで監視カメラなどの証拠資料はなくなり、産婦人科をはじめとするどんな診断書も無かった。指導教授に被害を告げることを決心するまでは、他人に知られることを恐れ被害事実を誰にも話さず、SMSなどに記録された内容も無かった。唯一あったのが、その録音記録だったが、加害者は強姦の事実を一切否定していた。捜査機関に嘘発見器による調査やその他の追加捜査を行うことを強く要求したとしても、証拠不十分で不起訴になる可能性が高いと思われた。

わざわざ瑞草洞（ソチョドン）<sup>7)</sup>まで来て、再び思い出したくない話をしてくれた彼女にこのことを伝えるべきか、どこからどこまで話すべきか悩んだ。傷付いた野生動物のようにすっかり身をすくめている彼女を、また傷付けてしまうのではないかと心配になった。

---

7) ソウル特別市瑞草区瑞草洞。（訳者注）

## 当事者と周りの人々、その境界線上にたつ弁護士

企業や大学から時折、講演の依頼を受けることがある。職場内のセクハラをはじめとする各種性暴力の防止やパワハラについて、人文学的な観点における講演を依頼される。そのような職場内のセクハラ防止の講演をするときには、私は「周りの人々」の問題について考える時間を必ず設けるようにしている。社会は多くの人々が共に生きていく場所であるため、例えどんなに教育や処罰を強化したとしても問題は生じる。重要なのはそれを100%防止できるか否かではない。より重要なのは、防止しようと努力したが発生してしまった場合に、どのように対処したのかだ。その対処が適切であれば、被害者の傷は癒され、加害者は恥じ入ることとなる。そうでない場合には、被害者はより深く傷付き、加害者は1次加害者を筆頭にさらに増加することになる。より深刻なのは、実際に自分たちが加害者であることも知らず、さらにその過程で社会の構成員たちに誤った知識を与えるということだ。

「どのように対処されるか」は、表面的には被害者の積極的な疎明や加害者の反省によって決まるようにも思われるが、実際は被害者と加害者を取り巻く周りの人々の視線と態度にかかっている。私たちの多くは、加害者や被害者になる確率よりも彼らの周りの人々となる確率が高い。そのため、講演をするたびに社会が度を越して加害者の視線に立つ現状を指摘しながら、互いの尊重と配慮のある世界を夢見るのであれば、私たちは善良な周りの人々となるよう努力すべきだと強調している。今この本を読んでいる読者に、私が最も伝えたいこともこれではないかと思う。

しかし、弁護士は被害者の代理をするだけであって当事者ではない。被害者のそばにはいるが、彼らが身を置く社会の周りの人々でもない。そのため、被害者の立場に立って彼らが困難を克服できるような方法を模索し、共に戦いながらも、客観的な視点を維持する必要がある。周りの人々のように被害者の視点に立って事件を見つめ、常に温かく接するべきであるが、被害者の属する社会に存在する人間ではない。このように、弁護士は被害者とその周りの人々の境界線に立つ人物なのだ。

このような前提に立って悩んだ結果、私はこの女子大学生に話すことができる客観的な情報を、個人的な感情は最大限に抑えて全て伝えた。そして、弁護士として私が被害者の立場に立って考えられる今後の対応と救済について話した。強姦の加害者に対する告訴については



既に進行中であったので私が関与する部分ではなかったが、選任された弁護士を通して捜査機関に追加して要求すべきことについて助言をした。そして直接的な加害者を告訴とは別に懲らしめるための効果的な方法を助言した後、そのことよりも、2次被害の問題とこの被害を最小化し彼女の従来生活を最大限維持し保護を受けることが重要であると強調した。

話をしながら、彼女に不必要に後悔や課題だけを与えるのではないかと心配した。しかし意外にも、彼女は私の話に耳を傾け関心を示し、うなずいてくれた。彼女の話聞き終わり、私の意見を伝えようとしたとき、彼女ははじめて涙を流した。その日も相談室の机の上のティッシュペーパーがしっかりと役割を果たしてくれた。そうやってしばらくの間泣いたものの、帰る頃には彼女は少し微笑んで挨拶してくれた。弁護士は完全な当事者でも、日常を共にし頼ることができる周りの人でもない境界線上の存在であるが、このようなとき私は自分が立っている境界線を愛しく感じる。

### 「独りではないよ。一緒に頑張ろう」

女子大学生は指導教授など、学校で起きた2次被害についての事件を私と共に進めることにした。この決定をした次の日、彼女から連絡がきた。事件について大学本部側と面談をすることになったとのことだった。予定された面談の日には他の予定が有ったが急きょ延期し、私も彼女と共に被害事実を陳述する面談に出席した。

私と初めて会ったあの日のように、彼女はこの日もひどく緊張していた。そのことがばれないように何とか微笑んでいたものの、彼女の若さを物語る透明な肌と同様に、緊張に震えていることが隠しきれずに伝わってきた。

大学本部の担当者との面談の場で彼女は終始、声が震えていたが、自身が経験した一連の過程を落ち着いて淡々と説明した。彼女は自分が何を要求すべきなのか依然として混乱していたが、この2カ月の間に津波のように押し寄せた事件を何とか耐えしのぎ、このように陳述する姿を見ると、気の毒でもあり誇らしくもあった。彼女が言えなかった厳しい言葉については、代理人である私が最後に付け加えた。

「この学生はこの学校を愛し、この学校で過ごしてきた自身の生活を愛しています。性的暴行関連事件を専門に担当する弁護士の立場からすると、この事件は1次被害も深刻なもので

したが、それ以上に2次被害がより深刻でした。すでに起きてしまった性的暴行を無かったことにすることはできません。この学生が望んでいるのは、自身の生活がそのことによって台無しにならないことです。そして、このようなことが自身に二度と起きてはならないことはもちろん、後輩たちにも起きてはならないと思っています。そのため、学校が速やかに2次被害の事実についてきちんと真相を究明した後、加害行為を行った教授が被害学生に対し公に謝罪する機会を設け、加害教授にはその行為に相当する懲戒処分を下すことを要求します。この学生も私も、せめて学校だけでも、このような残念な状況に教育機関らしく対処することを望みます。それが難しいようであれば、当該教授以外に学校を対象として法的措置を取りたいと思っていますが、学校がそのような選択をしないことを望みます」。

その時、私は悲壮だった。言い終わると、思い上がりかもしれないが、自らなかなか良いことを言ったと思った。面談が終わって出てくると、その学生はまた涙を浮かべた。有難いと、勇気が出たと言いながら挨拶をした。自分に酔って内心よくやったと得意がっていたのが恥ずかしくなった。体の奥の方がじんと熱くなった。面談での激しい口調の代わりに、思わず本音がこぼれた。「独りで戦うのではないよ。だから一緒に頑張ろう」と。

まだ学校ではこの事件を処理している最中だ。これまでの経過を見ると、学校は教授を懲戒し、学生は性的暴行の加害者と教授だけを対象に損害賠償訴訟を進めるようだ。よかったと思う。この通りに進めばだ。その学生のためにも、学校のためにも、そして、その学校の他の学生たちのためにも。



## TALK 3

### 被害者は自分を責める必要はない

土曜日の夜の弘大（ホンデ）<sup>8)</sup>だった。友達とコンサートに行き、遅い夕食を食べているとき電話のベルが鳴った。知らない番号だった。「出るか、出まいか」少しためらったが電話に出た。

語尾が少し震えるような幼い声の女性が、イ・ウニ弁護士かと尋ねた。その瞬間、私は煩わしさが好奇心に変わり、誰かと聞き返していた。震える声の主は性的暴行の被害に遭ったと、明日にでもすぐに相談をすることができるかと聞いた。先に警察署に相談の電話をした際、ちょうど当直中に電話を受けた警察官が私の携帯電話の番号を教え、相談することを勧めたそうだ。性的暴行の民事・刑事事件を多く扱っていると、被害者陳述の際に同席した捜査官とあいさつを交わすこともある。しかし、あえて私に相談するよう勧めるほどに親しい警察官は思い浮かばなかった。ともかく、その翌日の午後に約束をし、電話を切った。

翌日、開業以来一番と言っていいほど若くて美しい女性が知人と共に事務所に訪ねてきた。彼女は相談室の机についた後も、しばらくの間、話し出すことができずためらっていた。血の気のない顔は不安げな様子で、大きな瞳が気の毒なほどに揺れ動いていた。被害に遭ったのが性犯罪であったことから、やはり知人の居る前で相談することが気にかかるように見えた。被害者と二人きりで話がしたいと、一緒に来た彼女の知人に頼んだ。

二人きりになると被害者は、涙と後悔を一度に溢れさせながら話し始めた。被害者が受けた被害は、同行した知人が認識していた以上に、はるかに深刻で複雑なものだった。

彼女は芸能人志望であると言った。芸能人を志望する人たちが多く加入し、情報を共有して求人・求職活動をするインターネットサイトがあるが、そこで知り合った男性が加害者だった。加害者は被害者に海外の広告モデルになれるようにしてやると言って接近し、自分と親しくしなければ芸能人にはなれないなどと脅迫のような言葉を繰り返した。そして契約書を書こうと被害者をモーテルに連れて行った。被害者は幼く、そして何よりも芸能人になりたいという思いが切実であったため、不審に思いながらも契約書を書くためにモーテルに入った。その後、中で信じられないようなことが、あつという間に起きた。加害者は衝撃を受けぼうぜんとしている被害

8) ソウル特別市麻浦区上水洞にある弘益大学周辺の地域、繁華街。（訳者注）

者を連れて平然とモーテルを出た。

加害者と被害者がモーテルに入り出ていく様子の映った監視カメラ以外には、強姦の証拠は特に無かった。事件発生時にすぐ被害を届け出たり、性的暴行の事実を病院に告げて診断書の発行を受けていなかったからだ。加害者が性的暴行の事実を自ら認めれば状況は異なるが、合意の上での性行為であったと主張すれば、疎明することも難しいと思えた。相談の電話を受けた警察官がなぜ弁護士への相談を勧めたのかが理解できた。

### 「なぜそうしたのか分かりません」

被害者の後悔は加害者と出会った日から現在に至るまで続いていた。なぜあの人に会ったのか。なぜあの人の言うとおりにモーテルについて行ったのか。なぜ事件後すぐにちゃんと対処できなかったのか。被害者は自分が正しく行動できなかったと考える時点ごとに「なぜそうしたのか分かりません」、「よく分かりませんが…その時、ぼうっとしていたんです」、「相手は小柄な方だったのに、なぜ抵抗できなかったのか分かりません。」というような言葉を繰り返した。このように話す被害者の顔には、絶望感と後悔でいっぱいだった。

被害者が帰り独りになった事務所で私もしばらくの間、やるせない気分で仕事が手に付かなかった。

その後、告訴状を作成するために電話をかけたときも、捜査機関で被害者が調査を受けたときも、被害者の後悔は消えなかった。被害に遭ったその日の記憶をひたすら思い返すことで、むしろ後悔は増幅しているようだった。

被害者の後悔は多くの時点について多くの言葉で表現されたが、結局は一つだった。会いに出かけたとき、あまりの破格の条件に不審感を抱いたとき、加害者が契約書を書くためにモーテルに行こうと言ったとき、モーテルの中でぞっとするような状況に陥ったとき、心の中にわき上がった「NO」をなぜ叫べなかったのか。

### 「〇〇志望」の切実さを悪用する者たち

今は弁護士となったが、私にも20歳以降、様々な「〇〇志望」時代があった。大学4年生の前半は、就職という高い壁を見上げる小さな社会人志望として過ごした。その後、長く勤めていた会社を休職し2年近い時間を作家志望として過ごした。また、法曹人になろうとロースクールに進学し勉強した3年間は弁護士志望だった。それぞれの期間もそうだが、これらの期間を全て合わせると決して短い時間ではない。

「〇〇志望」という単語を聞くと、一見、若者らしくロマンに溢れた感じがする。しかし、現実とは全くそうではない。「〇〇志望」は言わゆる『未生（ミセン）<sup>9)</sup>』でもない、今やっと着床した受精卵のようなものだ。産まれることができるのかさえ不確実だ。彼らは、何をすべきか明らかでないにもかかわらず果てしない努力が必要とされ、そんな風に努力しながらも大きな不安を抱いて生きている。そして大人たちからは「若いうちの苦労は買ってでもしろ」、「苦しいからこそ青春なのだ」などと言われながら、時に癒され、時に絶望し、時には恨めしく思う。

それでも私の場合、社会人や弁護士を志望していた時はまだだった。自分の目指すゴールへの準備過程がはっきりしていたからだ。やるべきことは多く困難でいつも焦っていたが、それでもその内容と程度が示されていたため、努力すれば最後には未生状態には抜け出せることが分かっていた。

私が最も切実で不安だったのは、作家を志望していたときだ。誰かに言われたわけでもなく、自ら進んで始めたことだったので、楽しかったが切実だった。しかし、すらすらと文章を書ける秘けつのようなものはなく、ひたすら努力したからといって大作が生まれる保証もなかった。当時、私が通っていた汝矣島（ヨイド）<sup>10)</sup>の放送作家養成スクールは、昔で言えば当時の都で文章を書くことが得意な者が皆一堂に集まるような所だった。人生において、その頃ほどに情熱と不安が入り混じり、切実で焦っていたことは無かった。

放送作家志望者の圧倒的多数が女性だった。一方、年齢は多様だった。基礎クラスから研修クラス、専門クラス、創作クラスが有り、1学期毎に段階別の授業を受け、一定の成績を得ると進級した。華々しい経歴を持つドラマの脚本家やテレビ局の番組ディレクターらがそ

---

9) 韓国の囲碁用語で、一見すると死に石にも見えるが、まだ完全な死に石ではなく、どちらにも転ぶ可能性のある石のこと。韓国では2014年に同名のウェブコミックがドラマ化され人気を博した。幼い頃からプロ棋士を目指していたものの挫折した主人公が新米商社マンとして奮闘するストーリー。（訳者注）

10) ソウル特別市永登浦区汝矣島洞。（訳者注）

それぞれのクラスを指導していた。作家志望者からすると、彼らは単に先生であるだけでなく、気に入られたい現役の業界関係者でもあった。

私には勉強や仕事を通して得た根拠のない強い自信があり、また当時、会社に席を置いたままの状態であったこともあって、他の学生たちよりも表に現れる切実さは少なかった。社会人経験も少し有ったおかげで、先生たちともより親しくなれた。授業が終わって飲み会に行くと先生と気兼ねなく話をしながら、他の作家志望の親友と遅くまで残って交友を深めたりもした。そのせいで同じクラスの学生たちが私たちを見る視線は冷たかった。

というのも、学生たちの間ではゴシップネタのような噂話が多く聞かれたからだ。例えば、作家の某先生が「公募で選ばれる様な作品を書くためには、モーテルの部屋で何日も一緒に作業をしなくてはならない。それができるか。」と授業中に言ったなどという具合だ。もちろん、私が出会った先生の中にはそのような人は居なかった。しかし一方で、モーテルの部屋にこもって作業をするということは、それだけ学生と先生が協力しないといけないとか、あるいは助けを求めずに自力で何とかしないといけないという意味として、好意的にも理解されていた。そのため、良い作品が書けるのならモーテルでもペンションでも場所は問題でないという意見もかなり多かった。

しかし今から考えると、それは実に危険な発想だ。ある学生は授業の打ち上げ後、現役作家と共にタクシーに乗ったが、その作家が急に彼女の胸をわしづかみにしてきたため、慌ててどこかも分からない場所でタクシーを止め降りたと言う。その後、謝罪などは無く、彼女はむしろ自分がこんな話をしたことがその作家に知られるのではと心配していた。これも今考えるとため息の出る話だ。

作品が先生の目に留まってその学生が可愛がられるのも、学生が先生の目に留まって作品が理由もなく良い評価を受けるのも、学生からすればどちらでも良いのは当然のことだ。それなりに才能が有って、途方もなく努力をしても、作家になれるのはその中のごく少数なのだから。苦しいからこそ青春なのではない。競争が熾烈で生きていくのが困難な社会だから、苦しむらざるを得ないのだ。

今も昔も、私は特にきれいだとか魅力的なわけでもなく、その当時は、文章を書き始めたばかりの初心者だったが、放送局や養成スクールの公募で2、3次審査まで通過する作品を出していた。しかし専門クラスの先生は、少数精鋭の奨学生のみで構成される創作クラスの進級名簿に私の名前を載せてくれなかった。その代りに突然「申し訳ないが、職場に復帰する

のだから」という短いメールを送ってきた。研修クラスや専門クラスとは違い創作クラスは、ごく少数だけが進級できるシステムであったので、先生もひいきして進級させたとは言われなくなかったようだ。

幸いなことに、ちょうど私は職場に復帰する日が目前に迫っていた。少しも残念ではなかったと言うと嘘になるが、先生の立場やその選択は理解することができた。より正確に言うと、学生たちの気持ちを理解することができた。自ら何の問題もなく良い作品が書けるようになったときに、もう一度挑戦するか、そのままデビューするかするので大丈夫だと返事を書いた。

大人たちは若者たちに向かって、事あるごとに夢は何かと尋ねる。夢がないと言うとなぜ夢が無いのかと責め、夢を語ると無駄な夢だと説教する。社会は若者たちに夢を持ってと言うが、試験を受けて合格するような夢でない限り、生活はとてども辛く苦しいものとなる。誰かは苦しいからこそ青春だと言うが、なぜ苦しむ必要があるのか、いや、苦しめば必ず夢は叶うのか知る由もない。

このような出来事を通して私は、韓国社会の様々な「〇〇志望」の人々が抱える切実さを知った。そして、その切実な思いは彼らが夢に向かって努力する力となる半面、その分彼らを危険にさらす可能性があるということも知った。しかし、何よりも自信を持って言えることはこれだ。このような切実な思いやそれによって生じる危険性を乗り越えることは彼らの責任であるが、その過程で起こった良くない出来事は彼らの責任ではないということだ。

### 被害者に責任を転嫁する考え方が問題

職場内のセクハラを含めた各種性暴力事件を担当すると、その被害者や加害者について、他の犯罪当事者とは明らかに異なる姿を目撃する。性暴力犯罪の被害者たちの多くは、自分が遭った被害や加害者に対する怒りと同様に、いや、それ以上に自分自身を責める。芸能人志望であったり、職場内のセクハラのような権力関係に基づく性暴力犯罪の場合は、犯罪が発生した経緯やこれを争うまでに被害者がためらい悩む過程を経るため、より深刻だ。

「NO」と言えなかったという後悔が鋭い矢となって被害者の心を傷付けるのだ。

しかし考えてみてほしい。飲酒運転の車が起こした交通事故に巻き込まれたり、道で強盗に遭った場合、それは被害者のせいだろうか。決してそうではない。性暴力も同じだ。被害者

のせいで起こる犯罪ではない。私たちの社会が長い間、誤った考え方、つまり、「被害者が加害者の性欲を刺激したため加害者は我慢できなかったのだ」という考え方を維持してきたためだ。人間も動物であるが、他の動物とは違う。誰かが裸で歩いていても、その人を触っていいわけではない。後悔すべきなのは加害者であって被害者ではないのだ。

「我慢できないほどの情欲」というものが存在するのか疑問ではあるが、仮に存在したとしても、それを実行に移すことは犯罪であって、その主体は犯罪者である。おおよそ犯罪者の犯罪行為は、被害者の言動のせいで引き起こされるものではない。何かを切実に望む思いも罪ではない。このような思いを悪用する卑劣さが罪なのだ。

加害者と利害関係があつたり、被害の程度が深刻であるほど、直後に被害者が弁護士や警察官などが勧める適切な対応をとることは難しい。自尊心が傷つけられる部類の犯罪に遭った被害者には、見かけは平気そうに見えても、急性ストレス性障害が付いて回る。正常でいられるはずがないのだ。

そのため被害者は、巻き込まれた犯罪と関連し、どのような非難も受けるべきではない。被害者の周りの人々からはもちろん、被害者自身からもだ。すでに過ぎ去った「犯行当時」について後悔することは、事件の衝撃を乗り越える過程で頭の中を整理し、二度とそのようなことが起こらないよう努力することとは全く別の問題だ。

被害者の後悔は問題解決にも役立たない。前に述べた事件の被害者も捜査機関で陳述する際、「なぜそうしたのか分からないけれど、思わずモーテルについて行ってしまったんです」、「おかしなことにまともに抵抗したり逃げようとしたりできなかったんです」、「加害者が小柄だったので抵抗することができたはずだったのに、なぜそんなことになったのか分かりません。」というような発言を繰り返した。しかし被害者がモーテルに付いて行った理由は、決してセックスをするためではなかった。加害者は若い被害者に広告モデルをさせてやると言って騙し、被害者は騙された。

加害者は自分の言うとおりにしなければ、芸能界から葬ってやるという恐ろしい脅迫を繰り返し、被害者は恐怖に怯えていた。また被害者はまだ社会人経験のあまり無い女性であり、加害者と二人きりで密室にいた。そして彼らが入った部屋は2階の端の部屋であったので、フロントに助けを求めることもできなかった。さらに加害者は傷害の診断書が出ない程度の暴力を行使した。その男が仮に小柄な体格であったとしても、被害者の女性よりも物理的に優位に立っていたのは明らかだった。その上、被害者は抵抗して顔に傷が残ることを恐れていた。



被害者は未だにその衝撃と後悔に苛まれていたが、自身が感じた恐怖よりも、後悔が大きかった。陳述を終える頃には被害者の顔はすっかりやつれてしまっていた。そのくらい懸命に陳述したが、後悔は彼女自身を苦しめただけで、その捜査で被害者の有利には働かなかった。私は被害者の陳述の合間合間に捜査官の了解を得て割り込み、陳述を抹消してくれと要求した。被害者の弁護士としてできたことは、被害者の横でしっかりと陳述を聞いて、不利になり得る感情的な陳述を抹消してくれと要求することだけだった。

### 私は何も悪くないと自分に言い聞かせること

残念なことに、韓国社会では加害者と被害者がモーテルのような宿泊施設に入って出ていく様子を映した監視カメラの映像は、中で被害者の意思に反して性暴力が行われ、被害者がこれに抵抗したり抵抗できない状態であったことを立証するに値する他の証拠が無い限り、被害者に有利な証拠とはならない。

結局、この事件は被害者の陳述ではなく、周りの人々の力で解決の糸口をつかむことになった。この事件の加害者は、そのインターネットサイトで同様の手口で多くの芸能人志望の女性たちに対し、金銭詐欺や性的暴行を行っていた。自分を責め続ける被害者を励まし、共にインターネットサイトで同じような被害者を探し出した。私は彼女らに会い告訴するよう助言しながら情報を得て、これを捜査官に知らせた。強姦罪での起訴が無理であっても、被害者が多かったことで、詐欺罪で加害者を断罪できる可能性が大幅に高まった。強姦罪での起訴が難しいという見通しに悲しんでいた被害者もおかげで元気を取り戻した。自分を責めることを止めて問題の解決に集中した結果だった。このような過程が、被害者の心の傷の治癒に役立ったことは言うまでもない。

もし今、誰かがこの本を読みながら、他人には言えない悩みで苦しんでいるなら、その手をギュッと握り締めて言ってあげたい。あなたは自分を責める必要はなく、それは問題の解決にも何の役にも立たないと。大変だと思うが、そのような感情を抑え問題の解決に集中し、気持ちをしっかりと持たなくてはならない。自分は何も悪くないのだと、自ら言い聞かせることも重要だ。すでに起こってしまった事故を無かった事にはできない。しかし、その困難を、その時期を何とかやり過ごせば、事故は事件となり、そして事件は生きていく上で思いのほか役立つ有益な経

験の1つとなる。



## TALK 4

### 正面突破を決めたなら、真っ直ぐ前を見て進むのだ

ロースクール2年生の秋、1通のメールが届いた。某公企業に勤める30代前半の女性からだった。彼女は海外出張の際、同行した上司から強制わいせつの被害に遭った。被害者はこのことを直ちに会社に報告しようとしたができなかった。報告できない理由があったのだ。

それまで、その企業では社員教育の一環として海外出張が実施されていたが、社員の間ではこれは褒賞的な意味合いを持つ出張であると考えられていた。そのため、教育期間よりも出張期間を長く設定し、計画を立てる慣行があったのだ。被害に遭った女性の場合も例外ではなく、共に出張に行くことになった上司とこれを総括する教育部署の責任者が、彼女に教育期間に観光日程を加えて出張計画案を出すよう指示した。彼女がこの強制わいせつ事件を会社に報告すれば、この出張慣行もまた社内問題として明るみに出る可能性が高かった。そのため彼女は出張先でも、また出張から帰ってからも、会社に報告することができなかった。

しかし事態は予想もしなかった方向に進んだ。出張中に加害者が会社の関係者にセクハラ問題が生じたと報告したのだ。その後、出張から戻るとすぐに会社ではこの出張についての監査が始まり、強制わいせつの事実は明らかとなった。加害者と教育部署の上司は彼女に「今まで何人もの男を手玉に取ってきたんだろう?」、「怪しいな、臭うな。」というような侮辱的な発言をためらいもせずし、今回の出張の問題点は全て彼女にあるとして強制わいせつの事実を隠そうとした。

彼女が私にメールを送ってきたころ、会社は加害者と被害者を共に解雇した。彼女は「サムスン電機職場内セクハラ事件」について、マスコミの報道や『サムスンを生きる』を通して知ったと言った。インターネット上を探し回り、私のブログを見つけ、そこにあるメールアドレスに連絡してきたのだった。

しかし当時、私はまだ弁護士ではなく受験生であり、余裕がなかった。心残りではあったが、いくつかの助言と注意すべき点、そして彼女の助けになってくれるであろう人々の連絡先を教えた。その後、彼女から逐次、進行状況を聞くことができた。彼女は地域の女性団体、会社の労組と協力し、プラカードデモまで行い戦った。その結果、会社は彼女に対する解雇処分を撤回したが、その代わりに、停職6カ月の重い懲戒処分を下した。会社はいつまでも

そのように騒いでいるなら、今までの海外出張を全て調べ上げ、皆、懲戒処分にしてやるという勢いだったため、労組も彼女から一步引いた姿勢をとるようになった。結局、彼女は重い懲戒処分を受け入れ、戦いを終結させた。

その頃、私は「道端の落ち葉にも注意しなくてはならない」と言われるロースクール3年生となった。その後、1年があつという間に過ぎて弁護士となり、小さな法律事務所を開いた。それからまもなく彼女から連絡があった。メールと電話でだけ連絡をしてきた彼女とついに事務所で会うことになった。

自分の意思と他人の意思、挫折と無視、当時、彼女は会社との闘いを停職6カ月という重い懲戒処分によって終わらせたことを後悔していた。さらに、停職後の会社内での生活は楽ではなかった。あれこれ話した後に私は「では民事訴訟をしてみるのはいかがでしょうか」と聞いてみた。彼女はそのために私が弁護士になるのを待っていたのだと言った。その過程も結果も楽観視できるような訴訟ではないが、それでもやってみるのかと聞くと、彼女はやってみると答えた。そうして彼女は私の依頼人となり、加害者たちと会社を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。

刑事告訴の手続きもそうであるが、民事訴訟の手続きは当事者の立場からすると限りなく長い。その間にも相手側は時間稼ぎをしたあげく、不必要に長い約100枚に及ぶ答弁書を提出してきた。相手側の書いた「壮大な」書面は、自分たちの行った行為は全て正当であり自分たちには過ちが無いのに、被害者がいわゆる「おかしな女」であったためにことが起きたという内容でぎっしりと埋め尽くされていた。難しい漢字ばかりの法律書の読んだところで分からないような細かい部分まで、まるで証拠資料であるかのように添付されていた。それを渡すと彼女は、悔しくてとても憂鬱な気持ちだというメールを一晩中送ってきた。

### どうせ押し寄せる波なら、波乗りを楽しめ

その会社の答弁書と苦悩する彼女のメールを見て、私は昔のことを思い出した。私は2008年に勤めていた会社を相手に職場内のセクハラ及びその告発後の不利益について損害賠償請求訴訟を起こした。

当時、会社側の弁護を担当したローファームは、私が会社に着てきたという花柄のジーンズや、週末に行った映画祭の話まで書き並べた準備書面を数十、数百枚も提出した。信じ

てもらえないかもしれないが、かつては私もサムスの社員であることにプライドを持って働いていた時期も有ったのだ。しかし各種書面によると私は、おかしな服装で出勤するだけでなく、週末に遊び疲れ平日には疲労感を隠せない困った社員であり、正当な待遇を受けるに値しない人間になっていた。

韓国社会で最も力のある組織として分類される会社と戦いながら、その過程で私が傷付くことは容易に想像できた。法廷で激しく争う相手が私を「おかしな女」や「非常識な人間」にでっち上げ、自己正当化を図ることは火を見るよりも明らかだった。それでも、そのような書面を見るたびに絶望的な気分になった。会議で、内容証明書で、人権委員会で、民事訴訟の法廷で、行政裁判所<sup>11)</sup>で、会社側が自分たちには責任がないと主張する根拠は全て、ありふれた遊園地のアトラクションのように一様に何度も繰り返された。そのように何度も繰り返されても、その度に絶望的な気分になることは変わらなかった。

弁護士となった今、当時を振り返ると、会社側の弁護士の葛藤が想像でき気の毒にも思えるが、当時は書面を受け取るたびに言葉を失うほどひどく傷付いた。より正確には漠然とした恐怖と不安でいっぱいだった。相手側の嘘に腹が立つ反面、裁判官がそれをそのまま信じてしまうのではないかと不安だった。事実であるとしても問題がない事柄までも、まるで大きな過ちかのように感じられた。最後には、「今まで私が所属していた会社が私をそんな風に考えていたのか」と考え苦しんだ。

幸い私の性格上、このようなジェットコースター期間は短かった。急激にこみ上げた怒りと呆れは、彼らに挑戦するために綿密に戦略を練り、それを実践する原動力となった。だからと言って、そのストレスが当然のものであり有益であったというわけではない。大きな波が押し寄せると分かっているのに、いざやってくるとその波に飲み込まれるのではないかと怖かった。その波が私に襲いかかり、がぶがぶと水を飲みこむたびに、そのまま死んでしまうのではないかと思うほど辛かった。

けれど、どうせ押し寄せる波ならしっかりと見据え、やり過ごす方法を考えて正面突破することほど有益な選択はない。そうすると、いつの間にか波が私を飲み込むのではなく、波乗りを楽しむ自分に出会える。このような経験は私の財産となり、私が弁護士になってからは私の依頼人たちの有益な指針となった。

彼女から落ち着いた様子の子のメールが来たその夜、元々そういうものだから、あまり傷付か

---

11) 韓国の訴訟制度では行政訴訟を専門的に扱う行政裁判所が存在する(訳者注)。

ないようにと短く返信した。長い電話をかけて慰めることもできたが、当事者自らが打ち砕かれた心をうまく收拾する時間が必要だった。その代わりに翌日の朝早くに再びメールを送った。深く傷付いただろうが、よく見れば低俗で誹謗中傷の張り紙程度に過ぎない相手方の書面をしっかりと読んで、ページ毎に事実関係と意見を書いてくるようにと宿題を出した。その後、決裂することが明らかな調停の場にも必ず出席するよう勧めた。

卒倒するような内容の書面を読み怒りが心頭に発した彼女は、調停の席でも傲慢で無礼な相手方の態度を目の当たりにして侮蔑と悔しさを激しく感じたことだろう。しかし幸いなことに彼女は直ぐに冷静さを取り戻した。

その日、ソウル中央地方裁判所 1 階にあるカフェで、彼女にアイスコーヒーをごちそうした。弁護士ではなく辛い波乗りを先に経験した先輩として、しばし彼女と向き合った。そして私が昔、会社と行政訴訟で争ったとき（当時は行政裁判所が中央地方裁判所の中にあった。）まさにこの場所で辛くて泣いたこともあったが、最後には心が強くなり堂々と振舞えるようになったと話した。そして怖くて辛くても問題を直視し、しっかりと進んでいけば、事件は全て過ぎ去り、自分自身は失われずに残るものだとも。ありがたいことに彼女は帰ったらまたより熱心に宿題をすると言ってくれた。私たちは、この事件で必ず勝とうと互いに励まし合った。

このような事件がなくとも、私たちの日常はいつも危険な地雷原だ。今は屈辱的だが安全な選択、そうでなければ不安と向き合わなくてはならない正面突破の間を行ったり来たりしている。正面突破が常に最善の答えであるとは限らない。しかし正面突破が必要な事柄について、それが必要な状況になったら恐れないようにしよう。実際その不安は、あなたを不安がらせている対象によるものではないのだ。息も詰まるほどのその不安は、自分の自信の無さから生まれ、真実から目をそむけた心に寄生する。不安は私たちを捕って食うことはできないのだ。それを一度克服すれば自分の中に耐性が育つ。実はその不安さえも全て自分から生まれるものだ。だから、しっかりと受け止め、直視し、乗り越えて成長するのはどうだろうか。結局、勇気も不安も共に生まれるものだから。

## PART II 女性たちを悩ませること

### TALK5

#### セクハラのようなセクハラでないような不快なタッチ

2014年に世間を騒がせた事件の中に、人権委員会内で起きたセクハラについての争いがあった。韓国性暴力相談所の熱心な活動家の一人から私に被害者の弁護人になってくれないかとの問い合わせがあり、起訴後に担当することになった事件だ。この事件は強制わいせつの罪で起訴され、この本を書いている2015年10月現在も有罪無罪の結論が出ないまま法廷での攻防が続いている。

この事件の被害者は、人権委員会でセクハラを含めた各種差別や人権侵害を調査する調査官だった。加害者は、総括責任者として被害者よりもはるかに高い職位にあった。被害者の主張によると、加害者は飲み会の席で加害者を激励するためだとしながら、テーブルの下で被害者の手を握ったり加害者と腕を組んで酒を飲むことを要求したりした。それだけでなく、職場でもわざわざ被害者の後ろから手を伸ばし被害者のマウスを動かしながら業務上の指示を出したりしたという。加害者の腕が被害者の胸が触れそうになる気まずい行為が6カ月にわたり続けられた。結局、被害者は人権委員会にこのことを報告した。しかし組織内で上司を相手に問題を提起することは容易なことではなかった。被害者は他の国家機関への転任を申し入れ警察に告訴した。その後、起訴され裁判が進められている。

2015年の初めにはソウル大学の一部の非常識な教授が話題となった。女子大生たちに対する不適切な性的発言やスキンシップなどが問題となった。これにとどまらず2015年春には、『ニュースTAPA<sup>12)</sup>』によって成均館大学教授の女性教授に対するセクハラ事件が報道された。その教授が1年前、学生たちと共に参加した親睦目的の合宿で、後任の女性教授に対し身体的・言語的セクハラを行った事実を目撃した学生たちの訴えで問題となったが、大学が加害教授の側にたって問題を処理をしたという内容だった。

このような事件に対する人々の反応は大きく分けて2つだ。1つは「なぜ今更？」もう1つ

12) 広告収入を得ず、視聴者の支援金のみでニュースを製作する独立的なマスメディア。韓国探查チャンネルセンターで製作する探查報道プログラムをYouTube等、インターネット上で放送している。  
(訳者注)

は「それがセクハラ？」だ。この2つは一見すると異なるが本質は同じだ。このような職場内セクハラまたは校内セクハラ等に分類される行為は、様々な人々が共に過ごす組織内で利害関係がからむ者の間で発生する。さらに、加害者と被害者は同じ権力関係にはない。加害者が被害者に比べて少しでも高い地位にあるケースが99.9パーセントだ。このような行為は「ただ我慢してやり過ごすこともできるのに、私が神経質になって腹を立てているのか」と悩むことから始まる。被害者が加害者に「NO」と言うにしても組織に告発するにしても、何か行動を起こすためには自分が受けた行為がセクハラであると確信できることが必要だ。そのため、そのことを口に出して意思表示をするまで、被害者はこれはセクハラなのかと悩むしかない。そして悩みに悩んで意思表示をするまでにセクハラ行為は繰り返され、エスカレートするのが常だ。

### 「some」なのか、セクハラなのか

私がサムスン電機と4年もの間、人権委員会と法廷を行き来しながら争った職場内セクハラ事件も始まりは同様だった。セクハラ行為さえなければ、加害者は悪い上司でもなかった。告発を受理した人事担当者やその報告を受けた人事責任者が規則通りに処理さえしていれば、私が裁判所や他の国家機関の助けをを求めるほどの事案でもなかった。彼らは客観的な事実を迅速に調査し、それに基づく懲戒処分や当事者による謝罪を促し、再発防止のための対策をとるべきであった。

しかし彼らはそうしなかった。当時、彼らの態度は「この程度のことがセクハラになるのか」とか「本当に性的羞恥心を感じたのなら、なぜ今になって言うのか」といった疑問や偏見に満ちたものであった。

セクハラ被害に遭った当時、私は30代前半だった。すでに始まった戦いに集中しようとあえて問題にはしないできたが、その後も困ったことに私に触ろうとしたり挑発してきた人々がいた。

30代後半にロースクールに進学し、私よりもはるかに若い友人たちと学びながら分かったことが有る。彼らの多くにとって30代の女性というと、ケーブルテレビ番組の『魔女狩り13』に出

13) 韓国のケーブルテレビ放送局JTBCのトークショー番組。男たちを魅了する魔女(魔性の女)たちの本心を暴くトークバラエティというテーマで放送されている。その扇情的なトーク内容から、当初、15歳以上であった視聴年齢制限が放送12回目から19歳以上へと変更された。(訳者注)



演し大胆な発言をする、いわゆる知るべきことは全て知っている女性としてイメージされているということだ。学校に行ったことで何かが悪くなってそのことが分かったわけではない。学校内でのより率直なコミュニケーションにより分かった事実だ。

どこからが問題だというのが適当なのか、いや、このような挑発を仕掛けてくる人たちがいつも言う弁明のように、相手には何の意図も無かったのに私が神経質だからそう感じるのか、自分自身でもよく分からなくなる。私の頭や首筋に触れたり、すれ違いざまに尻をぼんと触った上司には本当に何の意図も無かったのに、私が神経質になって何年も必死に戦っているのかと不安になった。尊敬していた先輩たちが親し気に1日だけ付き合わないかと度を越したスキンシップをしようとするのに驚愕し、その後、彼らと会わないようにした自分が神経質な人間なのか混乱した。マスコミや社会团体から私を助けてやると言って来て、私に前妻の悪口を浴びせてきた正体不明の活動家が異常だと感じるのは私だけなのか疑問だった。

争う途中でこのようなことがあるたびに、そのこと自体も私を困惑させたが、さらに、それが私が神経質だからそう感じるのかと悩むことが私をより困惑させ屈辱的な気分にした。

本当はその時も答えは分かっていたし、その時も今も結論は同じだ。ただ、その答えをどれだけ早く確信を持って出すことができるかという違いがあるだけだ。はっきり言って、最近流行りの言葉で「some<sup>14)</sup>」と呼ばれるあいまいな関係も、40代の私の目からすると卑怯な言い訳にしか見えない。「僕のもののような、僕のものではない、僕のものみたいな君<sup>15)</sup>」？本当にそんな感情を抱いたのなら、それは恋愛感情だ。両者が恋愛関係という言葉で合意はしていないとしても、そのような感情の下で一定のスキンシップまでするようなら、それは男女の関係として認識しているということだ。双方向の恋愛関係ではないとしても、少なくとも、そのように感じている一方は相手に対し恋愛感情を持っていると言える。「some」という言葉を使うのは単に責任を負う関係ではないという意味だろうが、法的にみると恋愛関係はそもそも責任のない関係である。

つまり一言で言うと「some」は、互いに恋愛関係にあると確認はしていないものの、単なる友人と言うには感情や形態の面で当てはまらない状態だ。そして、私たちはいわゆる「some」と言われる関係の中で、私のものなのか、そうでないのか分からなくても、今の関係が少なくとも「some」を超えたのか、そうでなければ、「some」ですらないのか容易に区別すること

14) 英語の「something」からできた新造語。友達以上恋人未満のあいまいな関係をいう。(訳者注)

15) 2014年に韓国でヒットした『some』という歌の1節。(訳者注)

ができる。神経質であれば区別でき、そうでなければできないというわけではない。

しかし不思議なことに、社会の中では、どのような行為が一般的に許され、そうでなければセクハラに該当するのか、その線引きに戸惑う。またその行為が自分に向けられたとき、それを阻止すれば神経質な人間だと思われるのではないかと不安になる。一体なぜだろうか。

## 君の声が聞こえ、私の声も聞こえている

前で述べた人権委員会の事件で被害者は、加害者が飲み会の席で手を握ってくる行為よりも、事務所で肩の上から手を伸ばし胸に触れそうになることの方がはるかに苦痛だったと言った。被害者はその度に椅子に深く腰掛け身体を伏せるようにし誰が見ても分かるほどに不快感を表していた。しかし加害者は最後まで知らないふりをし、被害者が問題提起するまで同じ行為を続けた。事件が刑事裁判にかけられた後には、被害者が不快に思っているとは知らなかったと述べた。

ソウル大学と成均館大学での加害者たちも同じような主張をした。彼らもまた自分たちの行為は単なるアクシデントであって、そのような意図は決して無く、被害者が性的羞恥心を感じるなんて想像もできなかったと述べた。私が問題提起した職場内セクハラ事件でも加害者の主張は同様であった。

では被害者はどうか。私を含め被害者たちは皆、加害行為が始まったときから気まずさを感じていた。しかし組織内での生活を円満に送るために問題提起しなかった。そうすることで加害者の行為はよりエスカレートした。これ以上耐えられないほどになるまで、自分が神経質なのかと、より正確には神経質な人間に思われるのではないかと、沈黙した。そのような沈黙が破られたのは、誰の目から見ても明らかなレベルに至ってからだった。すると、神経質だという疑いは弱まったかもしれなかったが、逆に周りの人々の「なぜ今になって？」という疑いに満ちた視線を浴びることになった。

以前テレビで『君の声が聞こえる』というドラマが放送された。とても忙しい時期だったので毎回観ることはできなかったが、主人公の男性は他人の心の声を聞くことができる超能力を持っているという設定だった。普通の人間である私たちにそのような能力は無い。しかし、よく考えてみれば程度は違うものの、私たちにも似たような能力はある。本当に親しくて起きたことなの



か、私が神経質だから誤解しているのか、私たちは自ら全て分かっている。相手の意図も自分の感情も、実はよく見えよく聞こえているのだ。多くの場合には、自分の心の声や相手の心の声が聞こえないのではなく、相手を含め自分より強い力を持った組織の他の人々が自分を神経質な人間だと考えることを恐れ、耳を傾けなかったり聞こえないふりをする。

アメリカとばかり比較するわけではないが、アメリカでは誰かが自分に触れたとき、それが暴力であるかどうかについて、被害者の主観的判断が尊重される。つまり自分の体に触れたということだけを立証すれば、相手側の意図や触れた強さなどを立証する必要はない。残念なことに韓国ではそうはいかない。法の規定はさておき、実際の法の適用では異なる。そして一般社会においてはより厳格な証明が必要とされる。

よく考えてみると、職場や学校で起こるセクハラや強制わいせつ等は性的問題ではなく権力関係の問題だ。最近では優越的な地位を利用し、より低い地位にいる者を人格的に冒瀆する「パワハラ」という言葉も登場した。簡単に言えば、自分よりも相対的に弱い立場にいる者に対する配慮と尊重、礼儀の問題だ。弱者が強者を辱めたり人権を侵害するケースはほとんど無い。強者から弱者に向けて発生し、弱者は抵抗することが難しいため、自分の感じる不快感さえ甘受するしかないのだ。

そして、その社会の構成員は強者を擁護し、弱者の視線ではなく強者の視線に立って、このような事件を見る。これはとても不思議なことだ。社会の構成員の大多数は強者ではなく弱者であるのに、韓国社会では弱者たちは自分の現在の地位ではなく、近づきたい地位にある者に感情移入する。そうすることが自分に有利であることも理由となるが、これは明らかに間違った教育の産物だ。

自分がされたこと目撃したことがセクハラなのか判断が難しいときには考えてみてほしい。その行為を逆に自分が上司や会社の代表にすることができるのか、もしそれが難しいのなら、それはなぜか。判断をためらわせる問題の答えはそこに有る。

実際、自分よりも強い者に「NO」と言うことは容易ではない。しかし、事態がより深刻になる前に「NO」と言えたなら、それは最も現実的かつ効果的な対応となるはずだ。神経質だと思われることを恐れて、「NO」と言うことや問題提起することがためられるのなら、静かに目を閉じて耳を傾けてみよう。自分の心の声が聞こえて相手の心の声も聞こえれば、神経質だからではなく、勇気があるからできる行動であることに気付くだろう。

私たちは社会の中で時には誰かの上に立ち、時には下になる車輪のような人生を生きてい

く。強者よりも弱者に接するとき、自分はどれだけ相手を配慮し尊重しているか、振り返ってみる必要がある。それが自分と相手の心の声が聞こえるように耳を澄ます第一歩となる。自分と相手の心の声をしっかりと聞けば「神経質で何が悪い!？」と勇気を持って堂々と「NO」と言うことができるようになる。

## TALK6

### 既婚の上司があなたを愛してと言ったら

私の事務所には相談依頼の電話がかなり頻繁にかかってくる。事務員がうまく選別してくれているが、一度、何度も問い合わせをしてきたからと、電話をつないでいいか聞かれた。私が電話に出ると、震える声の若い女性だった。彼女は自分が遭った被害について法的な助けを得ることができるのか知りたかった。しかし、いくら弁護士だとしても会って思い出したくもないような出来事について話すことが正しいのか悩んでいた。何度か電話で話しても決心がつかない様子だったが最終的に何とか会うことができた。

30歳の頃、彼女は猛烈な努力の末ある会社に入社した。しかし入社してすぐ、既婚者であるチーム長が彼女に言い寄ってきたのだ。チーム長は部署内の他の女性社員に告白されたが、自分は彼女の方がいいなどと言って内縁関係を迫った。しかし彼女には恋人がいて、チーム長には全く関心が無かった。不適切な関係を持つことはできないと彼女が拒否すると、チーム長は態度を豹変させ彼女に会社を辞めるよう脅迫した。

彼女も最初は何とかしてチーム長を説得し、無かったことにしようとした。しかしチーム長の脅迫は続いた。彼女は何とか決心し、事実を会社に報告し助けを求めた。会社は彼女を他の部署に移動させた。しかし所属する部署の名前が変わっただけで、彼女の仕事の報告や評価の担当者は、そのチーム長のままだった。会社は問題のチーム長に3カ月の減給処分を下したことで、会社がすべきことは全てしたと彼女に告げた。

会社は再発防止のために対策を立てる義務があったのに、そうしなかった。彼女に労働部<sup>16)</sup>や人権委員会に通報することができるとの説明もしなかった。もちろん会社にそのようなことを告げる法的義務があるわけではない。しかし会社が被害者を保護し支援する意思があるのなら、被害者の立場に立って加害者を相手にとることができる合法的措置を説明し助けることもできたはずだ。

その後もチーム長は会社の駐車場や会議室に彼女を呼び出した。証拠の残る可能性のあるSMSやメッセージアプリの代わりに口頭で退社を迫った。チーム長は会社は自分を必要としているから、自分にもし過ちがあったとしても絶対に自分をクビにはしないという言葉も付け加

16) 韓国の行政機関であり、日本の厚生労働省に該当(訳者注)。

えた。結局、彼女は入社3カ月で会社を辞めた。

### 地位が高くなれば、男としての魅力も高まるのか

社会に出て20代、30代を過ごし、40代に性暴力事件を担当する弁護士となった私にとって、このような状況は珍しいものではなかった。特に最近になってよくある事件だ。昔のように、職場の上司が部下の女性社員にいやらしいメールや動画を送ったり、身体を直接接触などの典型的なセクハラよりも、恋愛を装ったセクハラが急増している。既に結婚し妻と子供がいる安定した家庭の家長である既婚の上司が部下に恋愛感情を表し、恋愛やセックスを要求する。

このようなことが起こるのは職場内だけではない。大学で一部の非常識な教授たちが自分の子供ぐらいの年の学生に対して、このような行為を行うケースもある。そればかりか自分の目に留まったことを光栄に思えなどとためらいもなく言う。単位を付与したり、進路を助けてやることのできる地位にあることを強調しながら。

このような種類の加害行為は、普通の人々が考えるよりもはるかに多く珍しいものではない。職場や学校でなくとも多様な場所で多様に発生する。このようなことに自らも、また事件として、あまりにも多く接することから、私はこのような加害者たちは「偽装確信犯」ではないかと考える。「偽装確信犯」は私が作り出した言葉だ。もともと確信犯は自身の行動が犯罪行為ではないと信じ込んで犯罪を犯す。しかし前述のような加害者たちがあまりにも多いので、彼らももしかすると自身の行為が他人にとって暴力となることを知らないのではないかという疑問がわくほどだ。どう考えてもその確率よりも、そう信じたいだけではないかと思う。確信犯である振りをするという意味で作った言葉だ。

私がよく見るこのような現状は、私が弁護士だから、または40代の未婚の女性だから特別に頻繁に出くわすというわけではない。多くのテレビドラマでこのような場面が登場するので、きっとテレビをよく観る人なら珍しくはないだろう。ドラマでは夫が若い女性と浮気し、それがばれるとひらきなおる場面が登場する。その後、傷付いた妻がひどく苦労したあげく家を出て社会生活を始め、年下で独身の上司に出会い20代の時にも受けたことがないほどの献身的な愛を受けるといった場面が続く。夫の浮気は現実であり、妻の恋愛による再起はファンタジーだ。このようなドラマが次々と制作されるということは、これを見る視聴者たちがいるからだ。大韓民国の

老若男女にとって、このような皮肉な現実と悲しいファンタジーのアンサンブルは珍しいものではない。

寿命は延び欲望は多様化する社会で、このようなファンタジーが全く理解できないわけではない。むしろ理解できないのは現実の方だ。実際、既婚の男性上司が未婚の部下に付き合おうと迫ることは多いが、一つの職場で考えると数えきれないほど多く起きることでもない。このような行為は男女問わず道徳的非難に値する行為だ。ましてや婚外恋愛を夢見る男性たちの期待やその妻たちの不安と異なり、若い独身女性、特に働く女性からすると既婚の年上男性たちは魅力的な恋愛対象ではない。

それにもかかわらず、かなり多くの既婚の男性上司たちが、部下の女性社員が自分に異性として好感を持っていると信じている。セクハラの程度が一定のレベルを超え刑事処罰の対象となり告訴すると、捜査機関で当事者間の主張が異なる場合には対質尋問を行うことがある。このとき性的暴行の加害者たちの弁明は、主に3段階だ。やっていない。記憶にない。女性が誘惑した。3つ目の段階では、付き合っていたという主張が続く。そして付き合っていたとか女性が先に誘惑したという主張の根拠として、もっともらしい話をする。「コーヒーを淹れてくれた」「自分を見てよく微笑んだ」「フェイスブックにあげた写真を見せてくれた」など、親切や親近感程度の表現を根拠とする場合が多い。それをかなり熱心に主張し、その顔を黙って見ていると、かなり真剣でもある。

このように既婚男性たちが独身女性に対して恋愛もしくは妻とは異なる激しいセックスを求める一方で、年下の独身女性たちが先に自分にシグナル(?)を送ってきたと勘違いすることは組織内でだけ起こることではない。仕事上の席や親睦を図るための席でもこのようなことは時折起こる。

私の場合も30代中盤を過ぎてから、かなり多様な席で既婚男性たちに思いがけず言い寄られたことがあった。彼らは「綺麗ですね」「力になってあげたいんだ」「愛してる」などと言いながら、様子を窺いスキンシップを迫った。最初はただその会が終われば二度と会わないことで良しとした。しかし、もう少し年を取ると真顔で「ちょっと、何ですって?」と言い返してやるようになった。

このとき彼らが見せる反応に驚いた。彼らはすまないと言ったが、私が夕食を一緒に食べたことだけで私にも自分に対して恋愛感情やセックスの意思があると思っていた。そして私が彼らと視線を合わせ、よく笑ったことが彼らに確信を与えた。さらに驚くことは、直接的な権力関係

はなくとも彼らの大多数が自分の学歴と社会的地位により、私に利益を与えることができると考えており、それを恋愛する上での魅力と置き換えて考えていたということだ。

このように社会的に優越する地位にある既婚男性たちが、このような考えを持っていることは残念なことだ。全ての独身女性が既婚男性を絶対に恋愛対象として見ないわけではないし、世の中には独身女性と既婚男性間の真摯な恋愛関係も厳然と存在する。しかし愛情の持つ排他性や身体の生物学的性質上、大多数は非難されない安定的な恋愛、魅力的な相手を好む。男と女という性別の問題を超えて。

組織の中で相対的に低い地位にある者にとって、より高い地位にある人物は有利な地位にいる年長者であり当然よく思われたい対象だ。男女の問題ではない。これは至極当然のことだ。誤解を生む可能性のある行き過ぎた言動は注意すべきだが、基本的に部下が自ら注意すべき問題ではない。部下たちの心情を理解し客観視する努力は、地位や階級が高くなるほど当然に課せられる責務だ。これは恋愛をしたいという気持ちに覆い隠されてしまっているだけで、実は彼らもよく分かっている真実だ。

### 恋愛を装ったシグナルには、反応する必要はない

この事件の女性は、職場の上司の恋愛を装った暴力により職場まで失い、それにより心に深い傷を負った。幸いなことと言えるのかどうかは分からないが、彼女は加害者が自分を好きだからそのようにしたとは思っていなかった。しかし多くの女性は、このような行為を加害行為であると認識するまで「彼は私を好きだからそのようにするのだ…」という前提に悩む。加害行為であることを認識し問題提起をしてからも「彼は私を好きだからこんなことをするのだろうか」という考えに陥り精神的に苦しみ傷付く。被害女性たちがこのような加害行為を楽しんだり好んだりするという話ではない。利害関係のある加害者の暴力が愛情や恋愛という形で偽装されると「私に対する他人の良い感情を冷徹に遮断することになるのでは」という変な悩みに陥り、ためらいと共に気まずさを感じるようになる。そして、そのような状態はメビウスの帯のようにいつまでも繰り返される。

しかし割れた鏡では、破片をどんなにうまく合わせていても現状を正しく映すことはできない。歪んだ現状を真実であるかのように見ってしまうと、自身に苦痛を与えている実態を正しく認識

し、十分な対策を立てることはできない。相手が既婚男性であるから関心を持ってはいけないという類の陳腐な話をしようというのではない。相手が望まないセックスや恋愛を強要することは、愛情ではなく暴力だと言いたいのだ。

この事件は加害者が巧妙で、刑事処罰が可能なレベルの性暴力で告訴状を作成することが難しかった。その代り、加害者が送ってきた「君を好きだという私の心が問題だから、同じ職場に通うことはできない」「会社は私が退職することを望まない」「ずっとそのような態度なら、ひどい目にあわせてやる」等のメッセージを「情報通信網利用と個人情報保護に関する法律」上の「不安感」<sup>17)</sup>の誘発にあたるとして告訴した。同時に2000万ウォン以下の少額の損害賠償請求訴訟の提起を検討している。そして、被害女性に非公式に助言し、人権委員会に当該企業についての陳情書を提出させた。これはセクハラを報告した後の不適切な対応に対するもので、現在、結果を待っているところだ。

結果はさておき、その被害女性は現在、泣きながら私を訪ねてきた日々を乗り越え、少しずつ笑顔を取り戻している。これは彼女が自身に起きた出来事が被害であったことを明らかにし、加害者たちに問題提起をすることで現れた変化だ。

---

17)同法第44条の7第3項により、情報通信網を通して恐怖心や不安感を誘発する符号・文章・音声・画像または映像を反復的に相手方に送ることが禁止されている。(訳者注)



## [참고문헌]

박소희 (2016) 『LAW SCHOOL 창 5-6월호』 법학전문대학원협의회

金子宏·新堂幸司·平井宜雄 (2004) 『法律学小辞典 第4版』有斐閣

中田裕康·長谷部恭男 (2016) 『判例六法 平成29年版』有斐閣

국가법령정보센터 (<http://www.law.go.kr>)

국립국어원 표준국어대사전 (<http://stdweb2.korean.go.kr>)

weblio類語辞典 (<https://thesaurus.weblio.jp>)

法務省HP ([http://www.moj.go.jp/hisho/shomu/syokan-horei\\_horitsu.html](http://www.moj.go.jp/hisho/shomu/syokan-horei_horitsu.html))

## [일본어 초록]

この翻訳論文の原書である『예민해도 괜찮아』(2016, 북스코프)は、PROLOGUEとEPILOGUE、そして4つのPARTに分かれた21章(原書ではTALK)の本文で構成されている。その中から、今回の論文では、PROLOGUEと6つの章を翻訳した。

まず、PROLOGUEでは、著者であるイ・ウニ弁護士が現在に至るまで自身がしてきた「選択」について述べると共に、著者が大学卒業後、大企業サムスンに就職したもののセクハラ被害に遭い、これを法的に争った後、ロースクールに進学し弁護士となるまでの経緯が書かれている。

次に「セクハラなんて起こらなければいいけれど」と題されたPART I 部分では、弁護士となった著者が実際に担当した性犯罪事件などをもとに、セクハラや性的暴行など、性犯罪の被害に遭った場合にとるべき対処法について説明している。具体的には、被害者が被害の直後にとるべき行動、相談すべき専門家、これを乗り越えるための心の持ち方などが書かれている。

そして、「女性たちを悩ませること」と題されたPART II 部分では、セクハラ概念的あいまいさや人々の認識不足により実社会で起こりうる様々なセクハラ問題について、それが私たちの日常生活の中で誰の身にも起こりうるものであることを警告している。

著者は原書全体を通して、自身が弁護士として担当した事件や自らが経験した出来事を紹介しながら、それらの事件がどのような経緯を辿ったのか、そしてそこから学ぶべきことは何なのかについて書いている。